

MIND 賞表彰選考規則

第一章 表彰選考方法について

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小学生年代及び中学生年代の団体及び個人を対象とした MIND 賞の選考に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 この規則は、柔道 MIND の嘉納治五郎師範が目指された「柔道を通じた人づくり」を推進する活動に対して、理解及び実践に寄与した小学生年代及び中学生年代の団体及び個人を称えることにより、柔道 MIND の普及・啓発に資することを目的とする。

(表彰)

第 3 条 表彰は次のとおりとする。

MIND 賞

公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連とする）は柔道 MIND の理解及び実践に寄与した小学生年代及び中学生年代の団体及び個人を表彰する。

(選考の対象)

第 4 条 選考の対象は全柔連に登録している小学生年代及び中学生年代の団体及び個人とする。

(選考の基準)

第 5 条 選考基準については次のとおりとする。

- (1) 柔道 MIND に則した姿勢や態度が顕著にみられる。
- (2) 日頃、柔道以外の活動を通して柔道 MIND に則した活動実績がみられる。
- (3) 柔道 MIND における「柔道を通じた人づくり」の観点から、柔道の活動により成長した足跡がみられる。
- (4) その他、柔道 MIND に合致した実践、結果が認められる。

(選考の方法)

第 6 条 選考方法については次のとおりとする。

- (1) 全柔連は選考基準に基づいて各都道府県柔道連盟(協会)に推薦を依頼する。
- (2) 各都道府県柔道連盟(協会)からの推薦は小学生年代及び中学生年代につき、各 1 団体及び 1 個人とする。但し MIND 賞に相応しい団体及び個人がないと判断される場合はその限りではない。
- (3) 全柔連・教育普及 MIND 委員会・柔道 MIND プロジェクト部会は、各都道府県柔道連盟(協会)から推薦された団体及び個人の MIND 賞候補者について審議し MIND 賞を決定する。

(表彰の方法)

第 7 条 選考された団体及び個人に表彰状を授与する。

第二章 その他

1. この規則は、本連盟会長の決裁により改廃される。
2. この規則は、2022年10月14日より改正して施行される。

(公益財団法人全日本柔道連盟／教育普及・MIND委員会／
柔道MINDプロジェクト部会)